

令和元年 6 月  
海事局 船員政策課

## 船員法施行規則の一部を改正する省令について

### 1. 背景

船員法（昭和22年法律第100号）において、船員の労働時間は1日あたり14時間、1週間あたり72時間と限度が定められているが、同法第65条の2第5項において、「海底の掘削に従事する船舶その他のその航海の態様が特殊であるため船員がこれらの規定によることが著しく不適當な職務に従事することとなると認められる船舶として国土交通省令で定めるもの」については、上記限度を適用せず、同法第72条に基づき船員法施行規則（昭和22年運輸省令第23号）において業務の状況を踏まえ個別の労働時間規制を定めているところ。

現在、海洋基本計画（平成30年5月）及びエネルギー基本計画（平成30年7月）に基づき、海底資源の探査が進められているが、これらの海底探査船は、通常の船舶と異なり、一定の業務を継続的に行う必要があり、特殊な運航形態（航海当直の2直体制）が必要とされているところ。

今般、海底探査船においても業務の実態に合わせた運航形態をとることができるよう、同省令について所要の改正を行うこととする。

### 2. 概要

海底資源の探査に従事する船舶について、労働時間の特例を認める等、船員法施行規則に所要の改正を行う。

### 3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和元年8月上旬

施 行：公布の日

△参照条文▽

○船員法（昭和二十二年法律第百号）（抄）

（労働時間の限度）

第六十五条の二 第六十四条第二項の規定により第六十条第一項の規定又は第七十二条の国土交通省令の規定による労働時間の制限を超えて船員を作業に従事させる場合であっても、船員の一日当たりの労働時間及び一週間当たりの労働時間は、第六十条第一項の規定及び第七十二条の国土交通省令の規定による労働時間並びに海員にあつては次項の規定による作業に従事する労働時間を含め、それぞれ十四時間及び七十二時間の限度とする。

② 第六十四条の二第一項の規定により第六十条第一項の規定又は第七十二条の国土交通省令の規定による労働時間の制限を超えて海員を作業に従事させる場合であっても、海員の一日当たりの労働時間及び一週間当たりの労働時間は、第六十条第一項の規定及び第七十二条の国土交通省令の規定による労働時間並びに前項の規定による作業に従事する労働時間を含め、それぞれ十四時間及び七十二時間を限度とする。

③ 船舶所有者は、船員を前二項に規定する労働時間の限度を超えて作業に従事させてはならない。

④ 第六十四条第一項の規定により船員が作業に従事した労働時間は、第一項及び第二項に規定する労働時間には算入しないものとする。

⑤ 第一項から第三項までの規定は、海底の掘削に従事する船舶その他のその航海の様態が特殊であるため船員がこれらの規定によることが著しく不適当な職務に従事することとなると認められる船舶として国土交通省令で定めるものについては、適用しない。

（特例）

第七十二条 定期的に短距離の航路に就航するため入出港が頻繁である船舶その他のその航海の様態が特殊であるため船員が第六十条第一項の規定によることが著しく不適当な職務に従事することとなると認められる船舶で国土交通大臣の指定するものに関しては、当該船舶の航海の様態及び当該船員の職務に応じ、国土交通省令で定める一定の期間を平均した一日当たりの労働時間が八時間を超えず、かつ、一日当たりの労働時間が十四時間を超えない範囲内において、船員の一日当たりの労働時間について国土交通省令で別段の定めをすることができる。

○船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）（抄）

（労働時間の限度の適用除外）

第四十二条の十二 法第六十五条の二第五項の国土交通省令で定める船舶は、法第七十二条の規定により所轄地方運輸局長が指定する船舶のうち、海底の掘削に従事するものとする。

第四十八条の三 海底の掘削に従事する船舶のうち所轄地方運輸局長が指定するものに乗り組む船員に係る法第七十二条の国土交通省令で定める一定の期間は、六週間とする。

- ② 前項の船員の一日当たりの労働時間は、十一時間以内とする。
- ③ 船舶所有者は、第一項の船員に六週間について十四日以上連続した休日を与えなければならない。